

## 鳥取県告示第419号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡伯耆町莊字大休場469の3、471、473、476の2から476の6まで、478、481、483、484、486、487、491、492、496の1、505の2、505の4、505の5、字鍛冶屋原497、字西谷山501の1、501の4から501の6まで、501の8から501の23まで、501の25から501の28まで、501の30、501の32から501の39まで、502の1、502の2、字東谷山505の1、字井手口891から893まで、898の1、898の3、898の5、899の1、字通路ノ内1305の1、1306の1、字見渡り下モ1311の1、1312の1、1313の1、1314の1、1315の1、1315の3、字見渡り下ヶ市1321、1322、1325、1326の1、1328の1、1342、字見渡り原1343の1、1344、1345の1、1347から1349まで、1350の1、1350の4、1350の6から1350の23まで、1350の26から1350の30まで、1350の35、1350の68、1350の71、1350の76、1350の82から1350の85まで、字見渡荒神ノ前1369の1、字見渡牛切口1374、1375、1377、1391の2、字牛切1394の1、1394の11、1395の1、1395の3、1395の5

### 2 指定の目的

水源のかん養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)